

群馬の森の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和5年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	高崎市綿貫町地内ほか
設置年月日	昭和49年10月
敷地面積	26.2ヘクタール
主な施設・建物	公園管理事務所（鉄骨造、建築面積78.66平方メートル） 守衛室（鉄骨造、建築面積21.9平方メートル）、芝生広場 （約4ヘクタール）、遊具

(2) 施設の設置目的

「明治百年記念事業」として計画された公園であり、平野部の貴重な樹林地の保全・活用を図るとともに、県民の文化・レクリエーション活動の拠点として設置している。

(3) 指定管理者制度活用の目的

民間等が持つ能力やノウハウを活用した効率的な管理運営を図るとともに、県立歴史博物館・近代美術館と調和した、県民の文化・レクリエーション活動の拠点として、多くの県民が憩い、快適に利用される公園を目指す。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（令和6年4月～令和11年3月）

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用^{注)}する。

注) 施設管理費用に対し、利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限（予定）として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額	186,875千円	（	令和6年度	37,375千円	）
			令和7年度	37,375千円	
			令和8年度	37,375千円	
			令和9年度	37,375千円	
			令和10年度	37,375千円	）

(7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するため、公園の多面的な機能を十分に発揮させつつ、安全で快適に憩い、利用できる施設として、効率的かつ効果的な管理運営を適正に行う。
- イ 園内に県立歴史博物館及び県立近代美術館が立地する本公園の特性を踏まえた特色ある取組により、利活用の促進と本公園の魅力、価値向上に努める。
- ウ 公園が有するポテンシャルを最大限発揮させるため、新たなパートナーとの連携等による柔軟で多様な利活用方策を検討し、事業内容の充実を図り、利活用の促進と収益性の向上に努める。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

- (ア) 公園施設の維持管理に関する業務
- (イ) 公園施設の使用の受付及び案内に関する業務
- (ロ) 群馬県立公園条例第21条の3に規定する指定管理者が行う管理の業務
- (ハ) 群馬県立公園条例第21条の4に規定する指定管理者が行う収受の業務
- (ニ) 自主事業（指定管理者が自ら企画・立案する事業であって、群馬の森の設置目的及び管理運営方針の範囲内で行う事業）

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求水準を定める。

ウ 成果目標

令和10年度までに、年間施設利用者数500,000人とする。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。ただし、申請者は群馬県内に主たる事業所（本社若しくは本店）を有する団体等に限り、その現場責任者が現場事務所に常勤することとし、公園や公園の類似実績を有する者とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、公園・造園分野に関する有識者、施設利用代表者から8名を選任。

ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
 - (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。
- ※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和5年 6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月～12月
指定、協定の締結、引継	令和6年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

グリーンクラフトマン株式会社

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和3年度年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	36,000	人件費	12,022
利用料収入	202	維持管理費	8,522
その他	2,887	事務費	3,114
		委託料	13,391
		その他	2,235
収入合計	39,089	支出合計	39,284

(3) 施設利用の実績

令和3年度実績 施設利用者数 347,480人